

- 1 傍聴人の決定
会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 2 傍聴人の人数
会議における傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 傍聴申込み
傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。
なお、傍聴の申込みは、会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議の開始の10分前に締め切る。
- 4 定員を超えた場合の取扱い
締め切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。
- 5 会議資料の配付等
 - (1) 傍聴人には、当日、会議資料又はその概要を交付する。
 - (2) 傍聴人は、会議開会予定時刻までに入室し、本要領を遵守するものとする。
- 6 傍聴席に入ることができない者
次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
 - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可をした場合は、この限りではない。
 - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
 - (5) カメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (6) その他、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。
- 7 傍聴人の守るべき事項
傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに席を離れないこと。
 - (2) 帽子、外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (3) 携帯電話及びスマートフォン等については、使用できないように電源を切るか、マナーモードにしておくこと。
 - (4) 飲食しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。また、飲食禁止の会議室等の場合、水分補給等のための一時退室は認める。
 - (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
 - (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
 - (7) 私話し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。
- 8 写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止
傍聴人は、議事に対する協議等の開始以後においては、傍聴席で写真やビデオ撮影をし、又は機器等を用いて録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 9 会長の指示
会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。
- 10 施行年月日
この要領は、平成31年2月1日から施行する。